**感謝状贈呈基準**

|  |
| --- |
| 審査基準 |
| 分　　類 | 内　　容 |
| １　公共施設の整備を通して、魅力あるまちづくりの推進に努めているもの | 1. 安全で快適な都市環境を形成するため、市街地の開発整備（計画）を行ったもの、あるいは、建築物の整備に合わせ概ね500㎡以上の空地などを創出しているもの
 |
| 1. まちづくりの基本となる公共施設用地等の寄贈又は無償貸与を行ったもの（ただし、土地の無償貸与については原則として500㎡以上の土地を10年以上無償貸与していること）

 寄附又は無償貸与を行った場合は、まちづくりにおいて具体的な効果（寄贈された土地を活用した施設の供用等）が発現している場合を対象とする。 |
| ２　まちづくりのための協定等を通して、魅力あるまちづくりの推進に努めているもの | 良好な生活環境や市街地景観を保全又は創出するため、協定の締結や計画の策定等を行ったもの |
| ３　地域活動を通して、魅力あるまちづくりの推進に努めているもの | 地域の住民が主体的にまちづくりの組織を有し、安全で快適な生活環境の維持向上や地域の活性化に寄与したもの1. イベントのように来街者数が増加したなど、その効果が一時的なものではなく、その活動により、人口増、空き店舗の減少、犯罪発生率の低下等の具体的な効果が発現している場合は対象とする
2. 美化・清掃活動のみや、個人の敷地内で街並みに配慮した家づくりを行っているが地域による取組みに至らない場合は対象としない
3. 活動実績が3年未満の団体や個人の場合は対象としない
 |

* + 次の各号のいずれかに該当するときは、対象としない。

一　団体又は個人が、過去に同様の活動で知事感謝状等の交付を受けた場合。ただし、まちづくりの観点から特筆すべきものがある場合は、この限りでない。

二　団体の役員又は個人が、大阪府暴力団排除条例（平成二十二年十一月四日大阪府条例第五十八号）第２条第２号で規定する暴力団員に該当する場合。

三　営利を目的に地域活動や施設の整備に関わった企業等である場合。

四　地方公共団体及びそれに準ずる団体である場合。

五　その他感謝状を受けることがふさわしくない場合。